

食品等の放射性物質検査結果（令和元年 12 月 20 日）

- 平成 24 年 4 月 1 日施行の食品中の放射性物質の基準値（単位：ベクレル/kg）

一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
100	50	50	10

- 上記基準値は流通品を対象とした、国の基準値です。
- 今回の検査で放射性セシウムは検出されませんでした。
- 「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」は、一般食品を検査対象としており、飲料水、牛乳、乳児用食品及び自家消費食品等には適用されません。このため、機器の性能の範囲内で検査を行います。飲料水は、検出限界値が基準値を上回る場合があります。
- 「採取・購入場所」「自家消費・流通品」欄は、検体持込者の申し出によります。
- 自家消費とは、自らの飲食目的に採取・栽培などしたものを示します。
- 流通品とは、販売目的で市場に流通している商品を示します。
- 検出せずとは、（ ）内に記載されている検出限界値未満であることを示します。
- 検出限界値（測定下限値）とは、測定できる最小の値のことを表します。
- 本検査において、厚生労働省が定める「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に示されている「測定下限値（25 ベクレル/kg以下）」を確保するためには、1 kg 相当の検体を 1 リットルの検査容器に充填することが必要になります。検体により充填量や密度により重量が異なると、検出限界値も異なります。
- 本検査における検出限界値は、1 kg 相当の検体を測定した場合、セシウム 134、セシウム 137 共に概ね 3 ベクレル/kg 程度です。

単位：ベクレル/kg

品名	採取・購入場所	自家消費・流通品	放射性セシウム 134 (検出限界値)	放射性セシウム 137 (検出限界値)	備考
玄米	群馬県	自家消費	検出せず (2.62)	検出せず (3.12)	